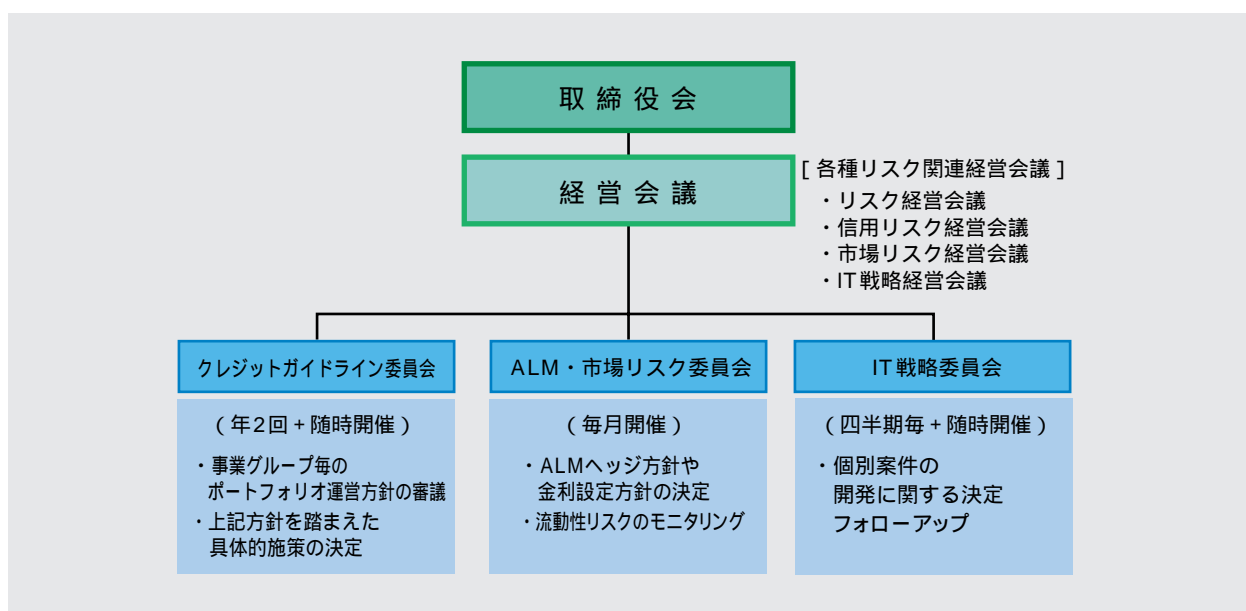


リスク管理体制とオフバランス取引の状況

富士の経営体制を支える、 世界トップレベルのリスク管理体制を構築。

金融機関をめぐる経営環境がグローバルベースで大きな変動を見せている中、銀行業務が包含するリスクも急速に多様化・複雑化が進んでおり、信用リスク・市場リスクをはじめとするリスクに加え、さらに事務リスク・システムリスク・法務リスクなどさまざまなリスクを、従来以上に的確に把握・分析し管理していくことは、銀行経営上、必要不可欠なものとなっています。このような中で、当行は漏れのない堅固なリスク管理体制の構築が世界トップクラスの銀行の必要条件であるとの考え方に立ち、リスク管理重視の観点から経営体制の整備を行っています。



(平成12年5月31日現在)

具体的には、上記のように各種リスク毎に専門の経営会議でリスク管理の方針決定およびモニタリングを行い、かつ各種委員会で機動的にフォローするとともに、統合的なリスクに関する方針を年2回の「リスク経営会議」にて統轄し、月例経営会議でフォローする体制としました。さらに信用リスク・市場リスク・事務リスク・システムリスク・法務リスクなどの各種リスク管理を統轄する専門役員職位、「リスク統轄役員：Chief Risk Officer (CRO)」を設置しています。リスク統轄役員は、収益部門から分離独立してリスク横断的視点から各種リスクのモニタリングを行い、強力な牽制機能を果たします。

・信用リスクについて

銀行が抱えるさまざまなリスクのうち、信用リスクは市場リスク同様に大きな比率を占めるものであり、融資業務に関するものだけでなく、デリバティブズなどの市場取引にともなうもの、資金決済に付随するものなど、多岐にわたっています。当行は、リスクの所在を慎重・的確に見極め、各々について適切な対応をとるよう努めています。特に信用リスクの大宗を占める貸出資産の健全性確保は、信用リスク管理の最重要課題であり、そのために、当行は個別貸出案件ごとの審査・管理および貸出資産全体のポートフォリオとしての管理の両面から貸出資産の健全性確保に努めています。

当行全体の信用リスク管理の運営については、「リスク経営会議」などで経営陣が「全行的な融資戦略方針の決定」および「ポートフォリオ全体のモニタリング」を行うとともに、国内については与信管理部が、海外については国際審査部が専門部として個別案件の審査・管理手法ならびにポートフォリオ全体のリスク分析手法の企画・開発を担当する体制を整えています。

さらにポートフォリオを軸としたクレジットリスク管理の一層の強化を目的に、独立事業体の「バンク」ごとにも、「信用リスク経営会議」において信用リスクテイク上限ガイドラインおよびポートフォリオ運営方針等を決定し、さらに「クレジットガイドライン委員会」において、ポートフォリオ運営方針を踏まえた具体的な施策を決定するとともに、その運営状況のフォローを行っています。

1. 個別案件審査・管理体制

貸出取引については、貸出資産の健全性、収益性などの観点から、個別案件ごとに、担当営業部において厳正に分析・審査を行います。営業店の規模やマーケット状況により営業部店長の審査権限を定め、その権限を超えるものについては、本部の審査部門が審査を行う体制となっていま

す。この際、貸出案件のリスク・収益性を検討する基準として、また、事後の与信管理・収益管理のツールとして、行内格付を積極的に活用しています。

国内の本部審査部門においては、大企業・中堅企業取引は業種や規模別に、個人・中小企業取引は地域別にそれぞれ専門の審査部を設置しています。また、産業構造の変革に対応できる審査体制が必要なことから、技術革新の進む先端分野などを専門に担当する「ニュービジネス審査室」を設け、業界知識や技術評価などの専門的ノウハウを蓄積し、審査を行っています。このような審査基準を設けることで、顧客やマーケットの特性に応じて専門的かつ迅速な審査の実施、営業部店への適時適切なアドバイスを行うことができる体制を整えています。

海外においても、ニューヨーク・ロンドンにそれぞれ米州・欧州地域を担当する審査部を設置し、香港にはアジア地域を担当する審査スタッフを配置して、各国の法制、商慣習、政治経済などの情報収集とそれに基づく的確な審査・管理を行う体制を整えています。

なお、当行では、与信業務において遵守すべき原則的な事項（法令・ルールなど）や、与信判断時の基本的な考え方を明文化した「与信業務の基本と規範」を制定し、これを与信業務手続きの前提となる基本的な考え方や行動指針の基準を定めるレンディングポリシーと位置づけ、与信業務に従事する全行員が共有し、普遍的な与信スタンスの確立を図るとともに、貸出資産の健全性確保に努めています。

また、産業調査を担当する部門を国内外に設置して、業界動向ならびに最新の商品や技術に関する情報収集・分析を行い、その結果を審査判断などに活用しています。

さらに、このような審査体制を支える人材の育成については、融資審査業務の専門家育成に努めるとともに各役割職務に応じた実践的な教育研修プログラムを実施するなど、経営陣として特に注意しています。

行内格付制度

当行の行内格付符号は17段階に分かれており、住宅ローンなどを除き原則としてすべての貸出資産を対象としています。格付検討はマニュアルに従って担当営業部店または審査担当部が行い、営業推進部門、審査管理部門から独立した与信監査部門である「与信監査部」が、客観的かつ中立的な立場からその妥当性を監査する体制となっています。また、最低年一回は見直しを行い、さらに、お取引先の状況変化などがあった場合には、機動的にその都度見直す仕組みとなっています。

この行内格付は、ポートフォリオ全体の信用リスク分析や計量に活用するとともに、個別案件のプライシングや部門業績の評価、リスクに応じた審査プロセスの適用など、与信業務のあらゆる局面で広く活用されています。行内格付制度は、個別案件審査・管理体制を支えるインフラであり、またポートフォリオ管理、信用リスク計量のベースともなるものですが、改定・高度化を重ねてきた当行の行内格付制度は、当該貸出資産の信用リスクを客観的に表示するものであり、格付機関の格付、資産の自己査定制度、金融監督当局の資産分類との整合性をも十分に兼ね備えています。

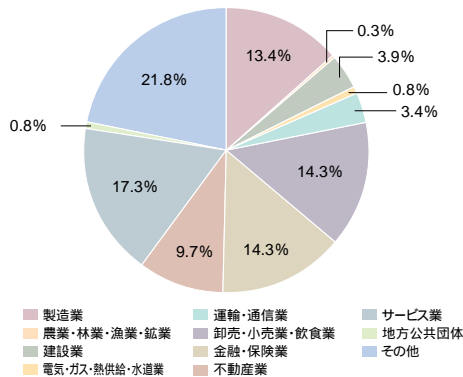
2. ポートフォリオ管理

個別案件の審査・管理とともに、個別案件の集合体であるポートフォリオ全体の分析・管理は貸出資産の健全性確保の上で極めて重要です。当行では、「経営会議」や「クレジットガイドライン委員会」などにおいて、バンク毎・事業グループ毎に信用リスクテイク上限ガイドラインおよびポートフォリオ運営方針を決定し、その運営状況をフォローしていくとともに定期的に、業種別、地域別、行内格付別、大口与信グループ別などの切り口でポートフォリオのモニタリング・分析を行い、保有する信用リスクが適正な範囲内となるよう「当行全体」および「バンク」の両面から管理しています。

(1) 貸出ポートフォリオの業種別内訳

当行では、業種別貸出残高について、特定業種への偏りが発生していないか、ポートフォリオの構成が急激に変化していないかなどの観点から、「経営会議」や「クレジットガイドライン委員会」などにおいて継続的なモニタリングを行っています。

貸出金の業種別内訳（図1）



(注) 国内店分 除くオフショア

(2) 貸出ポートフォリオの地域別内訳

さらに、カントリー・リスク / エクスポージャー・システムにより、貸出を含めたすべての与信取引について、国別上限金額を設定しています。この上限金額は、世界経済の状況や、各国の政治・経済状況を反映させ、最低半年に一回見直しを行っています。

ちなみに平成12年3月末時点のアジア(除く日本)向け貸出は表1のとおりです。民間向けのうち日系企業向けが4割弱を占めています。また、非日系企業向けは、ほぼすべてが各国最大規模の企業グループ向けとなっています。

アジア向け貸出の状況（表1）

(単位:百万ドル)

	貸出残高	政府・公共金融	プロジェクトファイナンス	民間(X)	民間(X)		
					日系	非日系(Y)	(Y/X)
韓国	943	536	-	407	37	370	90.9%
インドネシア	621	185	79	356	89	267	75.0%
タイ	783	52	198	532	374	158	29.8%
香港	2,304	39	163	2,100	650	1,450	69.0%
シンガポール	457	-	-	457	340	117	25.6%
マレーシア	545	294	-	251	41	209	83.6%
中国	738	112	33	593	339	253	42.8%
フィリピン	230	97	8	124	71	53	43.1%
インド	265	107	12	144	9	135	93.4%
台湾	179	1	0	178	48	129	73.0%
ベトナム	6	-	1	5	5	0	0.3%
その他	3	0	2	0	-	0	100.0%
合計	7,080	1,427	500	5,152	2,006	3,146	61.1%

3. 信用リスクの計量

当行では市場リスク等の信用リスク以外のリスクとの統合リスク管理推進、ポートフォリオマネジメント・経営資源配分への応用の観点から、信用リスクの計量化に取り組んでおり、与信取引のほぼ全体(デリバティブ取引などのオフバランス取引を含む)について信用リスクを日次で計量しています。信用リスクは、取引種別・格付別・地域別・業種別などのさまざまな角度から計量・分析・報告され、統合リスク管理にかかわる経営判断に反映される一方、マーケティング戦略としての貸出スプレッドの適正化や、経営情報システム上の部門別リスク調整後収益の把握などにも応用・活用されています。

市場リスクに関する状況 およびオフバランス取引の状況

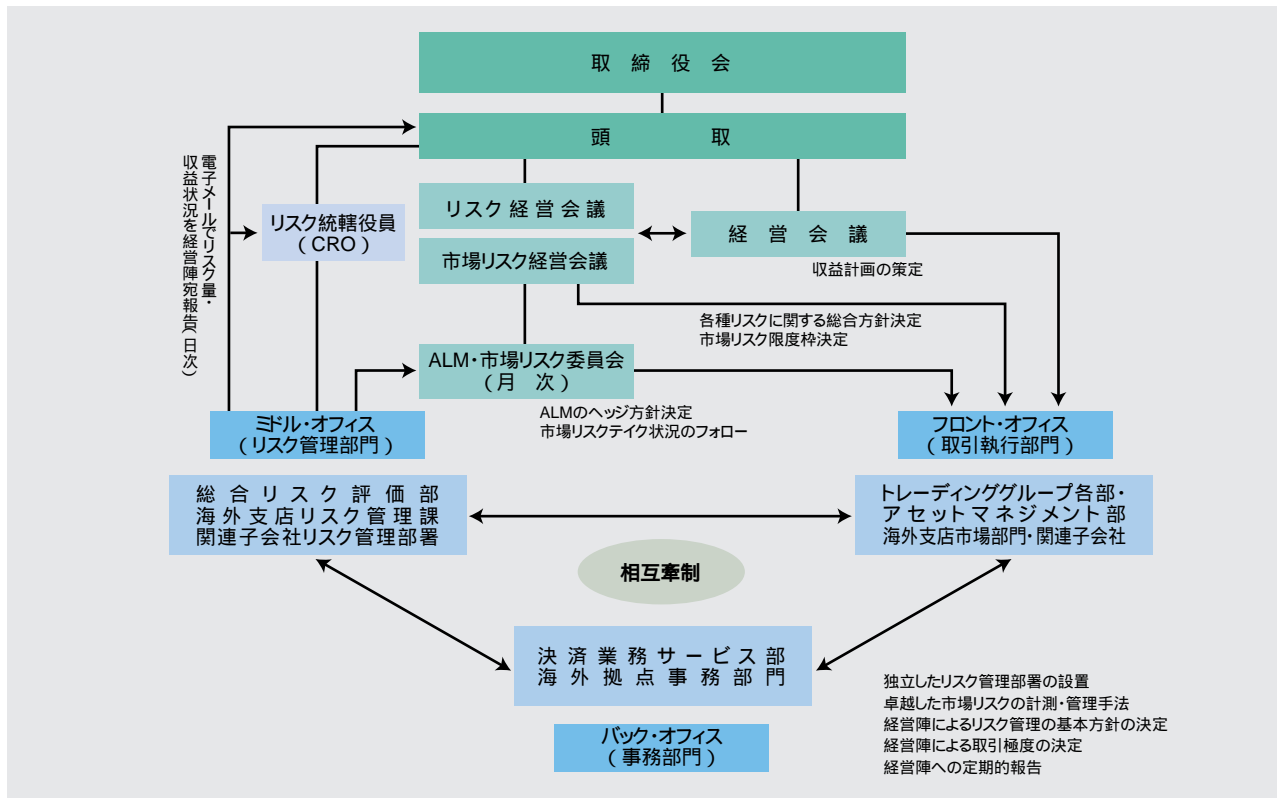
1. 市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場リスクファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価格が変動し、当行が損失を被るリスクを指します。

当行はディーラーや顧客に対する値付け業務、デリバティブ新商品開発なども含むグローバル・ディーラーとして、リスクを適切にコントロールしながら、市場部門収益の極大化を積極的に追求することを、市場関連取引に対する基本的な取り組み方針としています。

これを達成するため、当行では円預貸金金利リスクの総合管理(ALM)を含めた市場リスクについての磐石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っています。下記のチャート図は、当行の市場リスク管理体制の概要を示したものです。

当行の市場リスク管理体制(図2)



(平成12年5月31日現在)

当行の市場リスク管理体制の主な特徴は以下の5点です。

- 独立したリスク管理部署の設置
- 卓越した市場リスクの計測・管理手法
- 経営陣によるリスク管理の基本方針の決定
- 経営陣による取引極度の決定
- 経営陣への定期的報告

独立したリスク管理部署の設置

当行の保有する市場リスクを海外支店・関連子会社を含めた連結ベースで総合的に把握し、評価・管理する部署として、平成6年に邦銀でははじめて「市場リスク総合評価室(現:総合リスク評価部)」を設置しました。この部は、中立的な判断を下すためにフロント・セクション(取引執行部門・ディーリング部門)からは独立したセクションとしています。

さらに海外支店および関連子会社にも、トレーディング部署からは独立した市場リスク管理部署を設置し、各拠点においてもフロント(取引執行部門・ディーリング部門)・ミドル(リスク管理部門)・バック(事務・オペレーション部門)各セクションの分離および相互牽制が効果的に行われる組織体制を構築しています。

卓越した市場リスクの計測・管理手法

当行ではフロント・セクションのほぼすべての取引について、時価評価(Mark-to-market)による損益管理を行っています。これは、市場部門業務においては、伝統的な損益認識である実現損益だけでなく、含み損益を含めた全損益の把握が重要であるためです。

また、市場リスクを管理するためにバリュー・アット・リスク(以下VaR)手法を導入しています。さらにVaRに加えて、部署ごとにその取引実態に応じてベース・ポイント・バリュー(以下BPV)などのリスク指標の管理、ストレステスト・バックテストの実施、損失限度の設定などにより、VaRのみでは把握しきれないリスクについても管理・抑制できる手法を構築しています。詳細は「2.当行全体の市場リスクに関する状況(P.43～)をご参照下さい。

さらに、総合リスク評価部では最先端の金融理論・知識を吸収する一方、管理手法のさらなる高度化の研究およびシステム・インフラの整備も進めています。

経営陣によるリスク管理の基本方針の決定

当行では、リスクテイクの限度を設定する考え方やリスク管理の組織体制・権限・手続き・手法などについて明文化した「市場関連リスク管理の基本方針」を策定しています。この基本方針は原則として1年に1回見直しが行われ、取締役会により承認されます。この内容はわが国の金融当局およびBIS(国際決済銀行)が公表しているリスク管理体制にかかわる諸原則に沿ったものです。

経営陣による取引極度の決定

当行では、市場リスク・信用リスク・事務リスクなどすべてのリスクを当行の持つ自己資本により吸収できる範囲に抑制すべきである、という考え方に立脚し、市場部門にかかわる業務戦略などを考慮に入れたうえで、自己資本の一部を市場リスクに配分する形で市場リスク(VaR)の最大量を決定します。そしてこのリスクの最大量を、今後の市場環境の見通しや収益計画などを勘案して各部署に割り振り、各部

署の極度を決定しています。このリスクテイクの限度およびその部署間の配分については、半年に一度経営陣にはかられ、取締役会や頭取により決定されます。

経営陣への定期的報告

[日次]電子メール

取引部署ごとの運営状況と損益、さらには当行全体の市場リスクのマクロ的な評価(VaRなど)を、電子メールで毎日、会長・頭取以下経営陣に報告しています。

[月次]ALM・市場リスク委員会

毎月、副頭取主宰でALM・市場リスク委員会を開催し、部署ごとの市場リスク量と収益状況、さらには市場流動性リスクおよび資金繰りリスクの状況などを報告するとともに、ALMヘッジ方針について決定をしています。

以上のように、経営陣が市場リスクに関する状況を正確かつタイムリーに認識し、的確・迅速な経営判断を行える管理体制を構築しています。

さらに上記に加え、特に円預貸金金利リスクの総合管理(ALM)については以下の体制を整備しています。

ALMの専任担当部署として、「資金部」を設置

厳密な管理会計の運営によって、市場金利に基づく商品別・期間別の個別仕切りレートを導入し、ALMの高度化を推進

毎月のALM・市場リスク委員会においてALMヘッジ方針を意思決定し、その方針に基づき資金部が実際のALMヘッジオペレーションを担当、その実績を翌月のALM・市場リスク委員会に報告する体制を構築

バリュー・アット・リスク

バリュー・アット・リスクとは、市場の不利な動きに対し、一定期間・一定確率のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法です。VaRの金額は信頼区間・保有期間の設定方法、市場変動の計測の仕方(計測モデルとよびます)によって異なります。

ベース・ポイント・バリュー

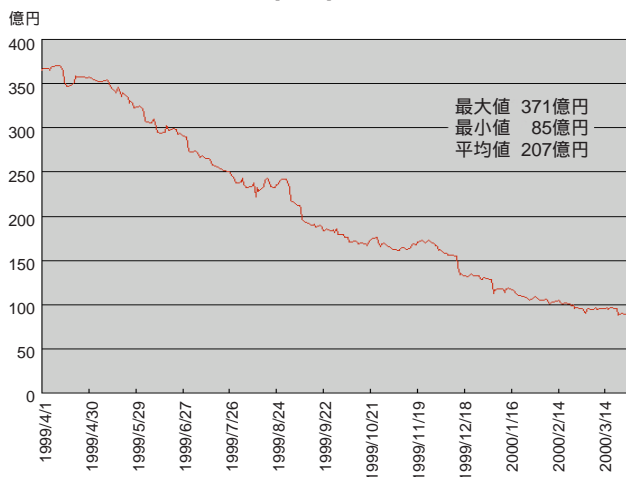
ベース・ポイント・バリューとは、金利感応度の指標で、金利が1ベースポイント(=0.01%)変化したときの取引の時価評価額の変化量を表します。

2. 当行全体の市場リスクに関する状況

(1) 市場リスク量の総量

平成11年度における当行の市場リスク(VaR)の総量の推移は、下図のとおりです。ここでの計量対象範囲は、海外支店および関係子会社を含めた連結ベースの市場リスク量のほぼ全体をカバーしています。ただし、経営政策の視点からの長期安定保有株式(政策投資株式)などの価格変動リスクは除き、また、安田信託銀行のトレーディング取引を合算しています。

市場リスク総量の推移(図3)



上記グラフの計量に使用したVaRの定量基準は以下のとおりです。

信頼区間	片側(one-tailed)99.0% (両側98%)
保有期間	1日
変動計測のための市場データの標本期間	6カ月
商品間の価格変動の相関を考慮	
計測モデル	分散共分散法

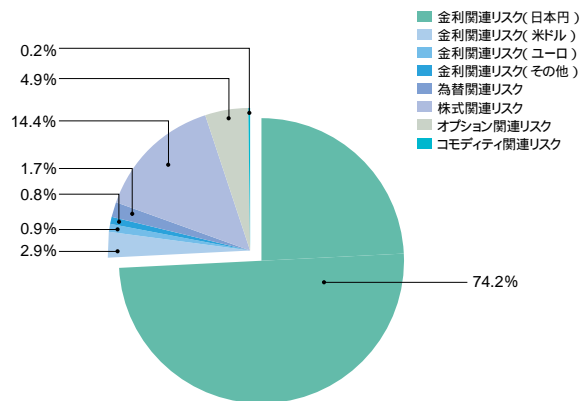
当行では、リスク管理上、従来より継続的に使用している内部モデルに基づいて上記のとおりVaRを計測しています。そして、このVaRが当行の経営体力対比、十分吸収可能な水準にあることを確認しています。

(2) 市場リスク量の構成

平成12年3月末時点における当行の市場リスク量のリスク・カテゴリ(リスク種類)別構成は右記グラフのとおりです。これは各種リスク要素が市場リスク量に与える影響の割合を表します。

例えば「金利関連リスク(日本円)74.2%」とは、市場リスク量総量のうち日本円金利の変動による部分が74.2であることを示しています。

リスクカテゴリ別構成比(図4)



上記グラフのとおり、リスクコントロールにあたり、邦銀としての強みを充分発揮しうる円金利リスクに最大比率のリスクを配分、それ以外のリスク・カテゴリにもバランスよくリスクを分散して運営しています。

(3) 円金利リスクに関する状況

最大比率のリスクを配分している円金利についてより詳細な分析を行います。表2は平成12年3月末における円金利リスクの期間別金利感応度(期間別BPV)を表しています。

円金利リスクの期間別金利感応度(期間別BPV)(表2)

	1年以内	1年～5年	5年超
金利感応度	2億円	10億円	4億円

BPVという金利感応度の指標は、金利が1ベーシスポイント(=0.01%)上昇した場合の含み益の増加額を表しています。したがって表2にてマイナス表示のものは、該当期間の金利が上昇すると含み益が減少することを意味しています。この分析により、短期金利と長期金利が異なる動きをした場合でも、含み益への影響度をより正確に把握することが可能です。

(4) 損益シミュレーションに関する状況

銀行勘定の主要通貨の金利ポートフォリオについては、定期的に損益シミュレーションを実施しており、金利水準の変化が当行損益に与える影響についてより詳細な分析を行っています。

以下の表3は、各国の金利水準が、当行の予測している金利水準の推移からさらに0.5%上昇した場合を想定し、当行収益の変化額(平成12年3月末時点)を示したものです。

損益シミュレーション(現状での想定収益と、当行が予想している金利水準の推移から0.5%上昇した場合の想定収益との差額)(表3)

	円	米ドル	ユーロ
平成12年4月～平成12年9月	269億円	5億円	0億円
平成12年10月～平成13年3月	132億円	1億円	0億円

上記シミュレーション結果は、自己資本・収益力などの経営体力に照らし十分吸収可能な水準です。

以上のように当行においては、VaRによる市場リスク管理のみならず、BPVなど他の指標や手法を併用し、より詳細なリスク評価・管理を行っています。

(5) 市場流動性リスクに関する状況

ある1つの銀行の取扱量が特定商品に関する市場全体の総取扱量と対比して大きい場合、その銀行は保有するリスクを手仕舞いするまでに何日も要し、その間に価格が変化することによりVaRで想定する以上の損失をこうむる可能性があります。これを市場流動性リスクと定義します。

当行では、金融商品ごとに、当行が適正価格で取引が可能な1日当たりの取引量、およびリスクの手仕舞い日数を算出、当該日数を保有期間とする市場リスク量(VaR)を計量して管理を行っており、万一の際にも極めて短期間に保有するリスクを適正価格で手仕舞えることを確認しています。

平成12年3月末時点における当行の市場流動性リスク量は261億円であり、市場規模・手仕舞い期間を考慮した想定最大損失についても、当行の経営体力対比十分吸収可能な水準にあります。(商品間の価格変動の相関関係は破壊されたとして保守的に計量)

市場流動性を勘案した市場リスク量についても、半年に一度その限度額を頭取が承認し、さらに毎月のALM・市場リスク委員会でその状況を報告しています。

(6) 資金繰リスクに関する状況

取引を履行するために必要な資金調達が困難となるリスク、いわゆる資金繰リスクについても、運用・調達状況および資金調達余力の分析をもとに、半年に一度その限度額を頭取が決定しています。また、毎月のALM・市場リスク委員会及び定期的に取締役会にその状況を報告するなど、厳格な管理を行っています。

3. 市場関連取引の評価手法

(1) トレーディング取引

トレーディング取引の公正価値の算出は、時価(公正価値)が入手可能な場合は時価を利用して見積りを行い、時価が入手不可能な場合には割引現在価値法または他の評価方法を利用して見積りを行っています。評価方法や評価にあたっての前提条件については当行にて妥当と考える仮定が含まれており、異なる仮定を用いた場合には異なる値が算出される場合があります。

(2) 非トレーディング取引

非トレーディング取引に関しても、当行では管理会計上、トレーディング取引(上記)と同様の手法により含み損益を算出しています。

(3) 管理会計上の評価調整

当行では、会計上には反映させていませんが、トレーディング取引および非トレーディング取引におけるクローズ・アウト・コスト(=手仕舞の際、オファーとビッドのプライスの違いにより発生するコスト) 信用コスト(=計量化により算出される予想損失額)などを把握し、管理上の評価調整に使用しています。

クローズ・アウト・コスト(表4) 信用コスト(表5)

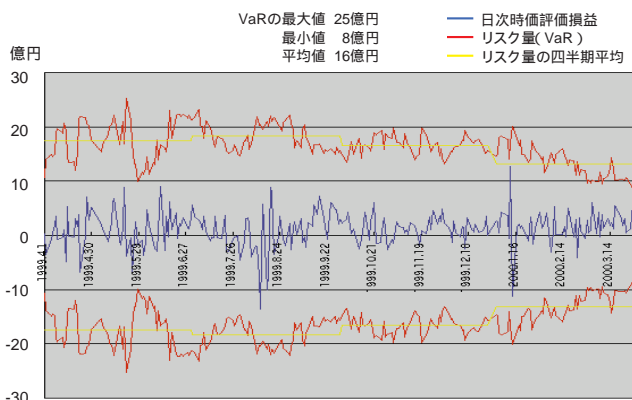
	平成11年度末		平成11年度末
トレーディング取引	3億円	トレーディング取引	18億円
非トレーディング取引	46億円	非トレーディング取引	32億円
合計	49億円	合計	49億円

4. トレーディング取引のリスクテイク状況

以下においては「トレーディング目的の取引」に時価評価対象の外国為替取引を加え、より詳細な分析を行います。

(1) VaR

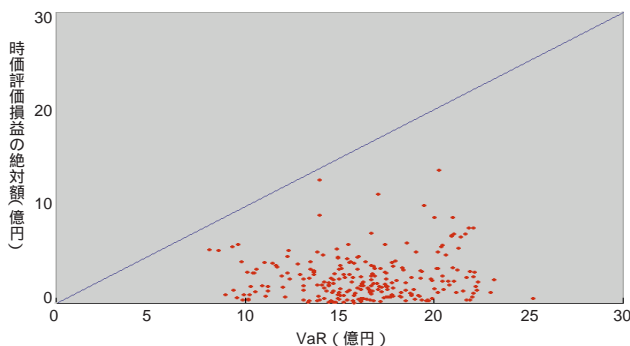
トレーディング取引のVaR推移 (図5)



(2) バックテスト

バックテストとは、想定されたVaRと、実際に発生した損益とを対比することによって、リスク計測に使用しているモデルの精度を評価することです。

バックテスト (図6)



上記グラフを斜めに走る線より上にある点は、当日予測したVaRを上回る損益が発生したことを示し、その日数は0営業日でした。すなわち、予測を上回る損益が発生した比率は0.0%となり、計測モデル上の確率が2%(100% - 98% 両側)であることから、当行計測モデルが十分な精度をもって市場リスクを計測し得ていることを示しています。

(3) ストレステスト

市場は不安定なものであることから、当行では通常想定される市場価格の変化を超えるような最悪の事態に備えて、考えられる最悪の条件のシナリオを設定し、その場合にどの程度の損失が発生する可能性があるかを分析しています。これをストレステストといい、その際に想定するシナリオをストレスシナリオといいます。そして、その結果は月次で経営陣に報告され、経営上の意思決定に反映されています。

信頼区間を平常時より厳しく設定したシナリオ(信頼区間99.9%の場合;商品間の価格変動の相関関係は維持)および過去の最大値のシナリオ(過去10年以上の変動推移に照らして、最も極端に市場が動き、商品間の価格変動の相関関係も破壊された場合)の想定最大損失は以下のとおりです。

ストレステストの状況 (表6)

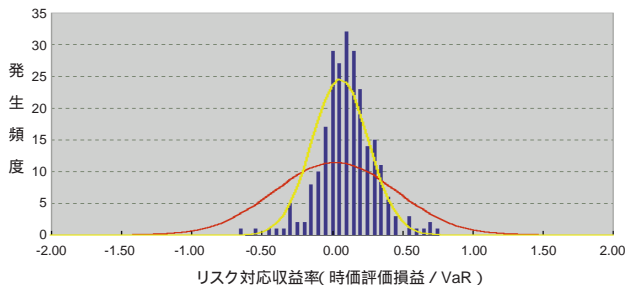
	想定最大損失
VaR (信頼区間99.0%)	23億円
ストレスシナリオ (信頼区間99.9%)	31億円
ストレスシナリオ (過去最大値)	669億円

(4) リスク対応収益率

自らが取り得るリスクを的確に把握し、適切な資源配分を行い、適正利潤を挙げていくことは銀行経営の基本的課題です。したがって、リスクと収益の関係は健全かつ適切な状態にあるか、また潜在的な損失の可能性は安全な範囲内に抑制されているかをチェックしていくことは非常に重要です。

図7は損益とリスク量の割合(損益/VaR=リスク対応収益率)を頻度別に表示したものです。当行収益の頻度分布をもとに算出されるリスク対応収益率の曲線(標準正規分布)を黄色で表示し、一方で、金利・相場予測に何ら基づくことなく取引を行った場合に予想されるリスク対応収益率の分布を赤い曲線で表しています。

トレーディング取引(含む為替取引)のリスク対応収益率(図7)



黄色と赤の曲線を比較すると、以下のことが読みとれます。当行の今年度の取引実績である黄色の曲線の中心(いわゆる平均値)が赤の曲線の中心より正(+方向)にずれており、全体として有効に収益を積み上げられたこと。分布の尖度が赤の曲線に比べて鋭く、日毎の収益の変動が小さい、すなわち安定的な収益の計上が行われた一方、損失についても顕著な損失発生頻度が少なかったこと。

当行は層の厚い顧客取引と十分に分散投資のなされたトレーディング資産を保有しており、このように安定した収益の分布を示すことができました。当行では、このような形でリスクとリターンを総合的に把握し、部署間へのリスク配分決定に際しての一つの大きな指標としています。

以上のように、市場部門全体およびトレーディング取引それぞれについて、VaRのみならずその他のいくつかの手法を補完的に用い、さらに精緻なリスク評価・管理を行っており、市場リスクが経営体力対比、十分吸収可能な水準であることを確認しています。

5. オフバランス取引の状況

(1) オフバランス取引への取組状況、利用目的

オフバランス取引とは元本の資金移動が発生しないため貸借対照表上に掲載されない取引のことです。当行では、オフバランス取引のなかでも、スワップ・先物・オプションなどの金融派生商品(いわゆるデリバティブ取引)を、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、ALMをはじめとする当行保有の金利リスクや為替リスクのヘッジ、市場取引業務、に活用しています。

オフバランス取引(BIS自己資本比率算出対象)の契約金額・想定元本、与信相当額(表7-1)

	契約金額・想定元本		与信相当額(信用リスク相当額)	
	平成12年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成11年3月末
金利スワップ	312兆0,864億円	301兆2,917億円	3兆1,914億円	4兆1,812億円
通貨スワップ	5兆9,208億円	7兆3,070億円	2,608億円	3,636億円
先物外国為替取引	13兆8,657億円	13兆3,740億円	4,718億円	5,047億円
金利オプションの買い	3兆5,762億円	3兆4,644億円	373億円	411億円
通貨オプションの買い	1兆0,068億円	1兆4,423億円	419億円	411億円
為替先渡取引(FXA)	—	2兆2,879億円	—	1,341億円
金利先渡取引(FRA)	33兆2,809億円	34兆4,822億円	386億円	443億円
その他	140億円	—	13億円	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	2兆7,360億円	3兆7,426億円
合計	369兆7,510億円	363兆6,499億円	1兆3,073億円	1兆5,677億円

(注) BIS自己資本比率基準ベース

オフバランス取引(BIS自己資本比率算出対象外)の契約金額・想定元本(表7-2)

	契約金額・想定元本	
	平成12年3月末	平成11年3月末
金融先物取引	42兆2,150億円	63兆2,363億円
金利スワップ	—	—
通貨スワップ	—	—
先物外国為替取引	2兆0,575億円	2兆0,099億円
金利オプション(買)	9,268億円	1兆1,115億円
通貨オプション(買)	494億円	983億円
金利オプション(売)	4兆9,875億円	4兆5,843億円
通貨オプション(売)	1兆1,533億円	1兆3,899億円
FRA・FXA	—	—
その他	568億円	1,176億円
合計	51兆4,464億円	72兆5,479億円

(注) これらの取引は、取引相手が取引所に証拠金を差し入れていること、ならびに極めて短期間の取引であることなどの理由により、リスクが極めて少ないことから国際統一基準における信用リスク相当額の算出対象外となっているものです。

(2) オフバランス取引の市場リスクに関する状況

オフバランス取引の市場リスク・市場流動性リスク・資金繰りリスクに関する状況については、「2. 当行全体の市場リスクに関する状況(P.43~)」に記載していますので、ご参照下さい。

(3) オフバランス取引の信用リスクに関する状況

オフバランス取引の契約金額・想定元本、与信相当額は表7-1、7-2のとおりです。

オフバランス取引の信用リスク相当額は、与信相当額、すなわち「貸出取引における元本」に相当するものです。従ってこの信用リスクは、オフバランス取引の契約先の信用度に応じて審査担当部が取引限度額を設定し定期的に

見直し、さらに取引種類ごとにも限度額を設定し、それぞれの限度額を超過しないように厳格に管理・運営しています。

以下にオフバランス取引の信用リスクに関する定量的情報を示します。計量範囲は、当行のデリバティブ取引などオフバランス取引を、単体および連結ベースでほぼすべてカバーしています。

当行のオフバランス取引の信用リスクの大きさをみる上で重要な数字は、「信用力別構成 [連結ベース] 想定最大損失合計120億円」です。この120億円は、「これから先100年に1年くらいの極めて低い確率で、オフバランス取引の相手先の一部が倒産して120億円程度の損失が当行に発生する年があるかもしれない」ということを示す統計的予想の数字です。(財務上の損失や含み損の数字ではありません) すなわち、オフバランス取引について100年

に1度ぐらいの最悪の事態が万一起こっても、自己資本、収益力に照らし当行の経営への影響はほとんど無いと言えます。

これらの表のように、オフバランス(デリバティブ)取引の貸出金相当額の単体ベースで約86%が、連結ベースで約85%が格付機関の外部格付で投資適格におおむね相当する信用力を有するとみられる取引先との取引です。取引先の地域別構成をみると、日・米・欧先進諸国向けが大半であり、アジアやその他地域向け取引は非常に少なくなっています。

また、取引先の業種別構成をみると、オフバランス(デリバティブ)取引を本業の一部とする銀行など金融機関が中心となっています。

なお、当行では投機性が高いとみなされるようなオフバランス(デリバティブ)取引はほとんど取り扱っていません。

信用力別構成

【単体ベース】 (億円)

	外部格付AAA/Aaa~ BBB/Baaに概ね相当 する信用力を有する とみられる取引先	外部格付BB/Baに 概ね相当する 信用力を有する とみられる取引先	その他	合計
与信相当額 (構成割合)	7,837 (86.3%)	807 (8.9%)	441 (4.9%)	9,085
信用コスト	2	2	10	15
信用リスク量	13	16	22	51
想定最大損失額	15	18	32	65

【連結ベース】

与信相当額 (構成割合)	11,131 (84.6%)	910 (6.9%)	1,120 (8.5%)	13,160
信用コスト	5	3	15	23
信用リスク量	23	17	57	97
想定最大損失額	27	20	73	120

(注1) 連結ベースは子会社のほぼ全てをカバー。

(注2) 「信用コスト」とは、計量化により算出される予想損失額です。

(注3) 「信用リスク量」とは、計量化により算出される潜在損失額(実際に発生する損失額のプレの部分)です。

(注4) 「想定最大損失額」とは、信用コストと信用リスク量の合計額で、最悪のケースでの最大の損失額を統計的に予想した数字です。

業種別構成

【単体ベース】

(億円)

	銀行・証券・ 保険	製造業	卸売・小売業 ・飲食店	運輸通信	サービス	建設業	不動産業	その他金融	その他	合計
与信相当額 (構成割合)	6,121 (67.4%)	674 (7.4%)	521 (5.7%)	343 (3.8%)	136 (1.5%)	52 (0.6%)	102 (1.1%)	713 (7.8%)	423 (4.7%)	9,085
信用コスト	2	2	2	0	2	1	0	2	3	15
信用リスク量	5	6	9	2	5	1	3	18	2	51
想定最大損失額	6	8	11	2	6	2	4	21	5	65

・その他のリスクについて

当行は、信用リスクや市場リスク以外の各種リスクについても、リスクの性質・大きさなどを十分に把握し、経営陣の積極的な関与のもと、必要な管理体制を整備するよう努めています。特に、事務リスク・システムリスクなどの主要なリスクについてはそれぞれ担当部署を定めて対応するとともに、リスク横断的視点から、各種リスクのモニタリングを行っています。また、広域災害発生などの異常事態に対しては、各々の災害シナリオに応じて、緊急対策本部の設置などの対策・対応をマニュアル化するなど、万全を期しています。

(1) 事務リスク

ここで述べる「事務リスク」とは、事務処理上、不適切な業務執行がなされて損失が発生するリスクです。

当行では、事務リスクの管理については各事業グループから独立した組織である総合事務部を中心に対応する体制を整えています。

国内支店や海外拠点、市場部門はもちろんのこと、各業務ごとに必要な事務手続を定め、その手続に従って業務処理を行うことをルール化するとともに、各部署で管理責任者を定めて業務処理状況の定期的な点検を行っています。

また、市場部門におけるフロント・ミドル・バックオフィスの分離など、組織上、相互に牽制を行う体制を基本としています。

技術革新の成果を積極的に採り入れたコンピュータ化や、さまざまな事務作業のセンター集中処理化を推進することにより、人為的なミスのない効率的な業務処理体制の構築も進めています。

さらに、検査部門が営業部店の事務管理状況の点検など、さまざまな業務検査を年1回以上実施し、検査結果を経営陣に直接報告する体制を整えています。

検査部門はこのような検査を通して事故の発生防止を図るとともに、事務リスク管理体制の有効性を評価し、必要に応じて体制の見直しを経営陣に提言しています。

(2) システムリスク

ここで述べる「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等にもない、当行が有形無形の損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより、当行が有形無形の損失を被るリスクを指します。

当行では、種々の災害や障害に耐えられるように「システ

ム障害を事前に防止する対策」と「万一システム障害が発生した場合の運用体制」の両面から、コンピュータシステム関連リスクに備えています。

「事前防止策」としては、従来より「最新の耐震設備を持つコンピュータ専用ビルへのハードウェア設置」「2センター体制の構築およびハードウェア・ソフトウェアの二重化によるバックアップ体制の完備」「回線障害時の自動迂回機能を持つ最新のネットワークの導入」など、万全な体制を構築するとともに、新しいシステムの導入・開発に際しては、開発部門から独立したセクションが、システムの構成やセキュリティ手続きなどについての検証を行う体制を構築しています。このようにシステム導入の初期の段階から、万一の事故が発生しないよう努めています。

「障害時の運用」については、システム障害時の緊急体制や手続きなどの非常時対策(コンテインジェンシープラン)を整備するとともに、非常時を想定した訓練を実施するなど、万一の事態に備えています。

(3) 法務リスク

ここで述べる「法務リスク」とは、法令に抵触することによって有形無形の損失を被るリスクを指します。

当行は、法務リスク管理を経営の重要課題と捉え、法務リスク全般を管理する専門部署として法務部を設置し、充実した顧問弁護士体制により、当行業務運営にかかる国内外の法務リスクの分析および対応策の策定を行っています。また、法務部のみならず各部門の各員が法務リスクを踏まえた健全な業務運営を行う体制を目指して、各層別の法務研修を行うほか、全行員に「コンプライアンス・マニュアル」を配付して法令等遵守の徹底を図っています。

(4) 決済リスク

「決済リスク」は、「決済が予定通りに行えないことにより損害が発生するリスク」のことであり、代表的な決済リスクとしては、資金の支払いと受取の時間差に起因するリスクなどがあります。このようなリスクは通貨間での決済時間が異なる外国為替取引だけでなく国内取引においてもさまざまな局面において発生します。決済リスクには、信用リスク・流動性リスク・事務リスクなどさまざまなリスクが内包されており、当行では決済タイミングの時間差の短縮、ネットイングによる決済額そのものの圧縮などを通じてその低減に積極的に取り組んでいます。